

平成22年9月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(平成22年度9月補正予算関係)

教育委員会

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成22年9月定例会 議案説明資料目次

教育委員会

【予算関係】
(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成22年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 教育総務課 教育環境課 文化財課 スポーツ健康教育課	1 2 3 4 5
	2 歳入歳出事項別明細書		6~9
	3 節の明細		10

【予算関係以外】
(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第1号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成22年6月28日専決)	人権教育課	11~15
	(2) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成22年6月28日専決)		
	(3) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成22年6月28日専決)		
	(4) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成22年6月28日専決)		
	(8) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成22年7月14日専決)		
第7号	長期継続契約の締結状況について		

議案説明資料総括表

教育委員会(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
教育総務課	55,728,955	5,247	55,734,202				5,247	
教育環境課	5,246,670	1,444	5,248,114				1,444	
文化財課	2,054,262	25,323	2,079,585	12,661			12,662	
スポーツ健康教育課	1,035,313	5,038	1,040,351			5,038		
合計	66,808,450	37,052	66,845,502	12,661		5,038	19,353	
(一般会計)								
課名	事業名等							
教育総務課	職員人件費(高等学校総務費)						5,247	
教育環境課	(新)特別支援学校費(鳥取豊学校ひまわり分校小学部棟内部改修事業)						1,444	
文化財課	(新)本高14号墳保存管理事業						25,323	
スポーツ健康教育課	(新)スポーツ施設における子育て支援事業						5,038	

平成 2 2 年度 一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

4項 高等学校費

教育総務課 (内線 : 7 5 7 6)

1目 高等学校総務費

(単位 : 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
教職員費	12,337,569	5,247	12,342,816				5,247	
事業内容の説明								
1 事業の概要								
(社)鳥取県人権文化センター派遣職員(定数外2人)の person 費の直接支給に伴う増額補正								

平成22年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

5項 特殊学校費

2目 特別支援学校費

教育環境課 (内線: 7933)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考																
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																	
(新) 特別支援学校費 (鳥取聾学校ひまわり分校小学部棟内部改修事業)	0	1,444	1,444				1,444																	
トータルコスト	0	2,251	2,251	(補正に係る主な業務内容)																				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	改修工事に伴う設計委託																				
工程表の政策目標 (指標)	—																							
事業内容の説明																								
<p>1 事業の概要</p> <p>本年4月に、鳥取聾学校ひまわり分校に中学部を設置したことにより、今後学年進行に伴い必要となる教室等の内部改修に係る実施設計を行う。</p> <p>(主な改修内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3教室を整備 (1室改修、2室用途変更) ・ 職員室の拡張 ・ 図書室の設置 ・ 保健室の移転及び拡張 ・ 多目的トイレの設置 																								
<p>2 事業費 (単位: 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施設計委託</td> <td>1,444</td> <td>0</td> <td>1,444</td> </tr> <tr> <td>工事請負費</td> <td>0</td> <td>23,449</td> <td>23,449</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,444</td> <td>23,449</td> <td>24,893</td> </tr> </tbody> </table>									区分	平成22年度	平成23年度	合計	実施設計委託	1,444	0	1,444	工事請負費	0	23,449	23,449	合計	1,444	23,449	24,893
区分	平成22年度	平成23年度	合計																					
実施設計委託	1,444	0	1,444																					
工事請負費	0	23,449	23,449																					
合計	1,444	23,449	24,893																					
<p>3 これまでの経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成6年4月 ひまわり分校幼稚部を開設 ・ 平成16年4月 ひまわり分校小学部を開設 ・ 平成18年7月 中学部の設置要望 (保護者) ・ 平成20年9月 定例教育委員会で中学部の分校内単独設置を了承 ・ 平成22年4月 ひまわり分校中学部を開設 																								

平成 2 2 年度 一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

6項 社会教育費

文化財課 (内線: 7932)

2目 文化財保護費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)本高14号墳 保存管理事業	0	25,323	25,323	12,661			12,662	
トータルコスト	0	25,323	25,323	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	契約事務、国交省との連絡調整				
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の概要</p> <p>昨年度、山陰道建設に伴う発掘調査により、国指定史跡の可能性のある重要な古墳として確認され、現地保存が決定した本高14号墳について、墳丘の崩落を防止するため墳丘保護工事を実施する。</p> <p>2 事業の概要</p> <p>墳丘保護に係る設計監理委託料と工事請負費</p> <p>設計監理委託 2,538千円</p> <p>工事請負費 22,785千円</p> <p>合計 25,323千円</p> <p>3 今後の計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面は当事業により、墳丘の保護を図っていく。 ・今後、山陰道整備の事業進捗と調整を図りながら、国史跡指定を目指す。 ・史跡指定後は、当該古墳の重要性が広く県民に伝わるよう整備を検討する。 <p>【本高14号墳の概要】</p> <p>○規模 墳長: 墳長63m (鳥取平野で6番目の規模) 後円部: 最大径36.5m 前方部: 最大幅13.4m、最大長33.6m</p> <p>○形態的特徴 前方部が細長く、「柄鏡形」といわれる古式の特徴をもつ前方後円墳 後円部は2段築成で、墳頂部に円形壇をもつ。 墳丘は大部分を地山削り出しによって造成(盛土は墳頂部等わずか)</p> <p>○時期 古墳時代前期中葉(4世紀前半)</p>								

平成22年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

7項 保健体育費

4目 スポーツ振興費

スポーツ健康教育課（内線：7921）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) スポーツ施設における子育て支援事業	0	5,038	5,038			(基金繰入金) 5,038		
トータルコスト	0	5,845	5,845	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	委託契約締結、支払				
工程表の政策目標(指標)	平成22年度に成人の運動・スポーツ実施率を60%以上に引き上げる							
事業内容の説明								
1 事業の概要								
<p>幼児期から運動（あそび）の楽しさを体験できる環境を提供することにより、親子の運動スポーツ実施率の向上を図るため、スポーツ施設における子育て支援事業を財団法人鳥取県体育協会に委託して実施する。【「安心こども基金」活用事業】</p>								
2 事業内容								
(1) 親子ふれあい教室								
<p>地域の体育施設または保育園にて行われる親子を対象とした体操教室に講師を派遣する。</p>								
(2) 子育て土日施設開放（キッズプレイルーム）事業								
<p>県立スポーツ施設（6施設）に天気が悪い時でも子ども達や親子が安全に伸び伸び遊ぶことのできるよう、マット・大型ブロック・滑り台等を備えた部屋を提供する。</p>								
(3) スポーツ施設における託児事業								
<p>県立スポーツ施設（4施設）に子育て中の親が安心して運動やトレーニングができるよう託児所を設置する。</p>								

平成22年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

款 項 目 節	10款 教育費			うち教育委員会						
	補正前	補正額	補正後	4項 高等学校費			1目 高等学校総務費			
				補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
										補正前
1 報 酬	1,593,215		1,593,215	337,221		337,221	337,221		337,221	
2 給 料	27,514,178	3,959	27,518,137	6,092,436	3,959	6,096,395	6,092,436	3,959	6,096,395	
3 職員手当等	17,642,224	1,288	17,643,512	3,873,736	1,288	3,875,024	3,873,736	1,288	3,875,024	
4 共 済 費	9,186,411		9,186,411	2,017,344		2,017,344	2,017,344		2,017,344	
5 災 害 補 償 費										
6 恩給及び退職年金	154,357		154,357							
7 貸 金	40,501		40,501	15,265		15,265	14,907		14,907	
8 報 償 費	132,642		132,642	56		56				
9 旅 費	646,346		646,346	3,786		3,786	1,011		1,011	
費用弁償	18,612		18,612	1,011		1,011	1,011		1,011	
普通旅費	563,665		563,665	2,763		2,763				
特別旅費	64,069		64,069	12		12				
10 交 際 費	520		520							
11 需 用 費	1,194,433		1,194,433	95,783		95,783				
12 役 務 費	290,567		290,567	28,104		28,104				
13 委 託 料	2,374,506	9,020	2,383,526	89,506		89,506	914		914	
14 使用料及び賃借料	1,023,135		1,023,135	39,167		39,167				
15 工 事 請 負 費	2,785,340	22,785	2,808,125	2,266,912		2,266,912				
16 原 材 料 費	6,667		6,667	6,667		6,667				
17 公有財産購入費	290,902		290,902							
18 備 品 購 入 費	286,347		286,347	64,554		64,554				
19 負担金、補助及び交付金	859,263		859,263	1,347		1,347				
20 扶 助 費	107,305		107,305							
21 貸 付 金	1,176		1,176							
22 補償、補填及び賠償金	57,059		57,059							
23 償還金、利子及び割引料	72,411		72,411							
24 投資及び出資金										
25 積 立 金	10,225		10,225							
26 寄 付 金										
27 公 課 費	691		691							
28 繰 出 金	538,029		538,029							
予 備 費										
計	66,808,450	37,052	66,845,502	14,931,884	5,247	14,937,131	12,337,569	5,247	12,342,816	
財 源 内 訳	国庫支出金	11,894,079	12,661	11,906,740	1,510,798		1,510,798	1,348,927		1,348,927
	地方債	1,836,000		1,836,000	1,677,000		1,677,000			
	その他	2,120,083	5,038	2,125,121	324,280		324,280	66,086		66,086
	一般財源	50,958,288	19,353	50,977,641	11,419,806	5,247	11,425,053	10,922,556	5,247	10,927,803

平成22年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

款 項 目		10款 教育費 うち教育委員会								
		5項 特殊学校費						6項 社会教育費		
		補正前	補正額	補正後	2目 特別支援学校費			補正前	補正額	補正後
補正前	補正額				補正後					
節										
1	報 酬	130.461		130.461	130.461		130.461	362.428		362.428
2	給 料	2,719.980		2,719.980	2,719.980		2,719.980	550.400		550.400
3	職員手当等	1,467.071		1,467.071	1,467.071		1,467.071	279.873		279.873
4	共 済 費	900.816		900.816	900.816		900.816	204.511		204.511
5	災 害 補 償 費									
6	恩給及び退職年金									
7	貸 金	6.536		6.536	6.536		6.536	4.087		4.087
8	報 償 費	2.513		2.513	1,960		1,960	30,619		30,619
9	旅 費	31.851		31.851	840		840	47,228		47,228
	費用弁償	162		162	162		162	3,598		3,598
	普通旅費	30,849		30,849				22,679		22,679
	特別旅費	840		840	678		678	20,951		20,951
10	交 際 費									
11	需 用 費	143.021		143.021				201,132		201,132
12	役 務 費	12,659		12,659				70,316		70,316
13	委 託 料	111,023	1,444	112,467	60,970	1,444	62,414	1,024,294	2,538	1,026,832
14	使用料及び賃借料	11,139		11,139				179,677		179,677
15	工事請負費	173,704		173,704	173,704		173,704	219,176	22,785	241,961
16	原 材 料 費									
17	公有財産購入費	22,752		22,752	22,752		22,752	268,150		268,150
18	備 品 購 入 費	23,598		23,598				98,009		98,009
19	負担金、補助及び交付金	32,423		32,423	32,423		32,423	281,535		281,535
20	扶 助 費									
21	貸 付 金									
22	補償、補填及び賠償金							57,059		57,059
23	償還金、利子及び割引料									
24	投 資 及 び 出 資 金									
25	積 立 金									
26	寄 付 金									
27	公 課 費							47		47
28	繰 出 金									
	予 備 費									
	計	5,789,547	1,444	5,790,991	5,517,513	1,444	5,518,957	3,878,541	25,323	3,903,864
財 源	国庫支出金	775,163		775,163	774,363		774,363	453,994	12,661	466,655
	地方債									
	その他	241,487		241,487	238,980		238,980	1,278,145		1,278,145
訳	一般財源	4,772,897	1,444	4,774,341	4,504,170	1,444	4,505,614	2,146,402	12,662	2,159,064

平成22年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

款 項 目 節		10款 教育費 うち教育委員会								
		6項 社会教育費			7項 保健体育費			4目 スポーツ振興費		
		2目 文化財保護費			補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
		補正前	補正額	補正後						
1	報 酬	62,201		62,201	15,177		15,177	13,056		13,056
2	給 料				62,005		62,005			
3	職員手当等				31,157		31,157			
4	共 済 費	6,345		6,345	21,939		21,939	1,852		1,852
5	災 害 補 償 費									
6	恩給及び退職年金									
7	貸 金	216		216						
8	報 償 費	7,195		7,195	14,808		14,808	1,055		1,055
9	旅 費	15,705		15,705	16,058		16,058	6,770		6,770
	費用弁償	1,790		1,790	1,018		1,018	1,003		1,003
	普通旅費	6,224		6,224	9,778		9,778	4,550		4,550
	特別旅費	7,691		7,691	5,262		5,262	1,217		1,217
10	交 際 費									
11	需 用 費	32,986		32,986	16,781		16,781	2,748		2,748
12	役 務 費	8,720		8,720	26,498		26,498	1,065		1,065
13	委 託 料	81,760	2,538	84,298	596,685	5,038	601,723	279,151	5,038	284,189
14	使用料及び賃借料	10,553		10,553	4,895		4,895	1,334		1,334
15	工事請負費	219,176	22,785	241,961						
16	原 材 料 費									
17	公有財産購入費	268,150		268,150						
18	備 品 購 入 費	739		739	5,139		5,139	50		50
19	負担金、補助及び交付金	182,577		182,577	336,938		336,938	154,998		154,998
20	扶 助 費				150		150			
21	貸 付 金									
22	補償、補填及び賠償金	57,013		57,013						
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積 立 金									
26	寄 付 金									
27	公 課 費	47		47	26		26			
28	繰 出 金									
	予 備 費									
	計	953,383	25,323	978,706	1,148,256	5,038	1,153,294	462,079	5,038	467,117
財 源 内 訳	国庫支出金	415,023	12,661	427,684	24,162		24,162			
	地方債									
	その他	1,100		1,100	87,847	5,038	92,885	2,077	5,038	7,115
	一般財源	537,260	12,662	549,922	1,036,247		1,036,247	460,002		460,002

平成22年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

款 項 目 節		教育委員会会計		
		補正前	補正額	補正後
1	報 酬	1,593,215		1,593,215
2	給 料	27,514,178	3,959	27,518,137
3	職員手当等	17,642,224	1,288	17,643,512
4	共 済 費	9,186,411		9,186,411
5	災 害 補 償 費			
6	恩給及び退職年金	154,357		154,357
7	貸 金	40,501		40,501
8	報 償 費	132,642		132,642
9	旅 費	646,346		646,346
	費用弁償	18,612		18,612
	普通旅費	563,665		563,665
	特別旅費	64,069		64,069
10	交 際 費	520		520
11	需 用 費	1,194,433		1,194,433
12	役 務 費	290,567		290,567
13	委 託 料	2,374,506	9,020	2,383,526
14	使用料及び貸借料	1,023,135		1,023,135
15	工事請負費	2,785,340	22,785	2,808,125
16	原 材 料 費	6,667		6,667
17	公有財産購入費	290,902		290,902
18	備 品 購 入 費	286,347		286,347
19	負担金、補助及び交付金	859,263		859,263
20	扶 助 費	107,305		107,305
21	貸 付 金	1,176		1,176
22	補償、補填及び賠償金	57,059		57,059
23	償還金、利子及び割引料	72,411		72,411
24	投資及び出資金			
25	積 立 金	10,225		10,225
26	寄 付 金			
27	公 課 費	691		691
28	繰 出 金	538,029		538,029
	予 備 費			
	計	66,808,450	37,052	66,845,502
財 源 内 訳	国庫支出金	11,894,079	12,661	11,906,740
	地方債	1,836,000		1,836,000
	その他	2,120,083	5,038	2,125,121
	一般財源	50,958,288	19,353	50,977,641

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
10 款	教育費	
4 項	高等学校費	
1 目	高等学校総務費	
	給 料 定数外職員	2人

件名	議会の委任による専決処分の報告について （1）鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について （平成22年6月28日専決）																
提出理由及び概要	1 提出理由 （1）鳥取県進学奨励資金貸付金の返還金の滞納者に対し支払督促を行ったところ、異議申立てが行われ、民事訴訟法の規定により訴訟に移行した。 （鳥取簡易裁判所平成22年（ハ）第386号貸付金請求事件） （2）訴訟の過程において鳥取簡易裁判所の和解勧告があったことにかんがみ、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。 2 概要 （1）和解の要旨																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">訴 訟 の 概 要</th> <th style="width: 45%;">和 解 の 概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相手方</td> <td>鳥取市内 個人（借受者）</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>相手方の債務の内容</td> <td>未返還金の一括返還を求める。</td> <td>未返還金を分納する。</td> </tr> <tr> <td>額</td> <td>未返還金全額</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>返還方法</td> <td>一括返還</td> <td> ① 相手方は、400,526円（内訳進学奨励資金の未返還額392,326円、支払督促申立手続費用6,200円、追納手数料2,000円）を平成22年8月から全額返還するまでの間、毎月月末までに10,000円ずつ（最終支払月にあっては526円）県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、2万円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。 </td> </tr> </tbody> </table>		区 分	訴 訟 の 概 要	和 解 の 概 要	相手方	鳥取市内 個人（借受者）	同左	相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を求める。	未返還金を分納する。	額	未返還金全額	同左	返還方法	一括返還	① 相手方は、400,526円（内訳進学奨励資金の未返還額392,326円、支払督促申立手続費用6,200円、追納手数料2,000円）を平成22年8月から全額返還するまでの間、毎月月末までに10,000円ずつ（最終支払月にあっては526円）県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、2万円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。
区 分	訴 訟 の 概 要	和 解 の 概 要															
相手方	鳥取市内 個人（借受者）	同左															
相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を求める。	未返還金を分納する。															
額	未返還金全額	同左															
返還方法	一括返還	① 相手方は、400,526円（内訳進学奨励資金の未返還額392,326円、支払督促申立手続費用6,200円、追納手数料2,000円）を平成22年8月から全額返還するまでの間、毎月月末までに10,000円ずつ（最終支払月にあっては526円）県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、2万円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。															
	（2）和解の理由 次の理由から、鳥取簡易裁判所の和解勧告は、県として受け入れることができる内容であると判断した。 ① 相手方の経済状況からみて、未返還金を一括返還することが困難であること。 ② 和解勧告による返還の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。																

件名	議会の委任による専決処分の報告について (3) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成22年6月28日専決)																	
提出理由	1 提出理由 (1) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還金の滞納者 (借受者及び連帯保証人) に対し支払督促を行ったところ、異議申立てが行われ、民事訴訟法の規定により訴訟に移行した。 (倉吉簡易裁判所平成22年(ハ)第89号及び第102号貸金請求事件) (2) 訴訟の過程において倉吉簡易裁判所の和解勧告があったことにかんがみ、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。																	
概要	2 概要 (1) 和解の要旨																	
及び概要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">訴 訟 の 概 要</th> <th style="width: 45%;">和 解 の 概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相手方</td> <td>倉吉市内 個人2名 (借受者及び連帯保証人)</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>相手方の債務の内容</td> <td>未返還金の一括返還を求める。</td> <td>未返還金を分納する。</td> </tr> <tr> <td>額</td> <td>未返還金全額</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>返還方法</td> <td>一括返還</td> <td> ① 相手方は、443,482円 (内訳 進学奨励資金の未返還額435,532円、支払督促申立手続費用5,450円、追納手数料2,500円) を平成22年8月から全額返還するまでの間、毎月15日までに10,000円ずつ (最終支払月にあつては3,482円) 県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、2万円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。 </td> </tr> </tbody> </table>			区 分	訴 訟 の 概 要	和 解 の 概 要	相手方	倉吉市内 個人2名 (借受者及び連帯保証人)	同左	相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を求める。	未返還金を分納する。	額	未返還金全額	同左	返還方法	一括返還	① 相手方は、443,482円 (内訳 進学奨励資金の未返還額435,532円、支払督促申立手続費用5,450円、追納手数料2,500円) を平成22年8月から全額返還するまでの間、毎月15日までに10,000円ずつ (最終支払月にあつては3,482円) 県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、2万円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。
区 分	訴 訟 の 概 要	和 解 の 概 要																
相手方	倉吉市内 個人2名 (借受者及び連帯保証人)	同左																
相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を求める。	未返還金を分納する。																
額	未返還金全額	同左																
返還方法	一括返還	① 相手方は、443,482円 (内訳 進学奨励資金の未返還額435,532円、支払督促申立手続費用5,450円、追納手数料2,500円) を平成22年8月から全額返還するまでの間、毎月15日までに10,000円ずつ (最終支払月にあつては3,482円) 県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、2万円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。																
	(2) 和解の理由 次の理由から、倉吉簡易裁判所の和解勧告は、県として受け入れることができる内容であると判断した。 ① 相手方の経済状況からみて、未返還金を一括返還することが困難であること。 ② 和解勧告による返還の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。																	

件名	議会の委任による専決処分の報告について （4）鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について （平成22年6月28日専決）		
提出理由	1 提出理由 （1）鳥取県進学奨励資金貸付金の返還金の滞納者（借受者及び連帯保証人）に対し支払督促を行ったところ、異議申立てが行われ、民事訴訟法の規定により訴訟に移行した。 （米子簡易裁判所平成22年（ハ）第361号及び第486号貸金請求事件） （2）訴訟の過程において米子簡易裁判所の和解勧告があったことにかんがみ、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。		
及び概要	2 概要 （1）和解の要旨		
	区分	訴訟の概要	和解の概要
	相手方	米子市内 個人2名 (借受者及び連帯保証人)	同左
	相手方の債務の内容	未返還金の一括返還を求めめる。	未返還金を分納する。
	額	未返還金全額	同左
	返還方法	一括返還	① 相手方は、488,600円（内訳進学奨励資金の未返還額481,600円、支払督促申立手続費用6,500円、追納手数料500円）を平成22年8月から全額返還するまでの間、毎月10日までに20,000円ずつ（最終支払月にあっては8,600円）県に支払うこと。 ② 相手方が支払を怠り、4万円に達したときは、相手方は期限の利益を失う。
	（2）和解の理由 次の理由から、米子簡易裁判所の和解勧告は、県として受け入れることができる内容であると判断した。 ① 相手方の経済状況からみて、未返還金を一括返還することが困難であること。 ② 和解勧告による返還の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。		

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (8) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成22年7月14日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 請求の相手方 鳥取市内 個人1名</p> <p>(2) 請求の趣旨 鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 訴訟の方針 第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p>

長期継続契約の締結状況について

報告第7号

[新規契約]

部局名 教育委員会

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	教育環境課	物品 保守	電話設備	1式	鳥根県松江市古志原二丁目22番14号 和幸電通株式会社	2,986,200	平成22年9月1日 ～平成28年8月31日	鳥取県立倉吉東高 等学校 他2所属
2	教育環境課	物品 保守	印刷機	4台	倉吉市広栄町963番地 株式会社倉吉愛進堂	4	平成22年9月1日 ～平成26年8月31日	鳥取県立倉吉東高 等学校 他1所属
3	教育環境課	物品 保守	印刷機	7台	鳥取市本町一丁目203番地4 株式会社金居商店	1	平成22年9月1日 ～平成26年8月31日	鳥取県立鳥取西高 等学校 他4所属
4	教育センター	物品 保守	電話設備	1式	鳥取市湖山町南三丁目277番地2 日海通信工業株式会社 鳥取支店	1,013,040	平成22年9月1日 ～平成28年8月31日	鳥取県教育セ ンター
5	埋蔵文化財 センター	物品 保守	電話設備	1式	広島県広島市中区立町2番27号 NTTファイナンス株式会社 中四国 支店	9,663	平成22年6月1日 ～平成23年5月31日	鳥取県埋蔵文化財 センター秋里分室